

改定

違式註違條例

山梨縣

CZ
1738
53-01





山梨縣布達之寫抄錄
改定 違式註違條例

CZ
1738
53-01

山梨縣令藤村紫朗
逕書
逕書
逕書

特 58
881

甲第貳百廿八號

明治九年六月甲第貳百七號を以て及布達候違式註違條例及
おたつおよびそのおろしき かいふ てうれい
び十年甲第五十六號本年甲第七十號布達右條例改正れ分共
更に別冊の通り改定去來る十二月一日より施行候條此旨布
かいてい あらたま
達候事
たう

明治十一年十一月六日

山梨縣令藤村紫朗

違反式註違條例

第一條 違反式罪を犯す者は七拾五錢より少からず百五拾錢より多からざる科料を追徴とす

第二條 註違の罪を犯す者は五錢より少からず七拾錢より多からざる科料を追徴とす

第三條 違反式註違の罪を犯す資力なき者及び科料と出すこと肯んせざる者は拘留に處せると左の如し

一 違反式 拘留 五日より少からず十日より多からず

一 註違 拘留 半日より少るからず
四日より多うらす

第四條 違式並に註違の罪により取上くべき物品は科料と
科するの外別に沒收せし中渡を爲すべし

第五條 違式註違の罪を犯す人に損失と蒙らざる時は先
づ其損失に當る贖金を出さしめ後に科料と命すべし

第六條 違式の罪目を犯すと雖とも情狀輕き者は減等して
註違の科料を追徴す註違の罪目を犯すと雖とも重きは加
等して違式の科料を追徴すべし其犯す處極めて輕きは止

二 阿責 放免 することあるべし

違式罪目

第七條 價造腐敗の飲食物及び未熟菓物を販賣する者

第八條 市中并に宿驛其他往還筋の村落に於て孫庇日覆看

板等を張出し或は軒外へ薪。炭。木。石。其他に物品を積置

又は干物等をなと者

第九條 春畫及び其類の諸器物寫真等販賣する者

第十條 病牛。死牛。其他病死に罹る禽獸に肉を知りて販賣

とる者

第十一條 身體からだへ刺繡ほりものをなとる者

第十二條 男女入込いりこみ湯ゆを渡世わたせとる者

第十三條 猥みだりに車くるま。馬うまを疾驅はやせて人ひとを觸倒ふれたふす者

但殺傷さつなやうに係るは此限このかぎにあらざ

第十四條 旅行免狀りょりんめんじやうを持たざる外國人がいこくじんを私しに止宿とどろせまむる者

第十五條 無謂山林むゐれふく。田野たの。空屋等あきやに集會あつらひを官吏くわんしより退散たいさんを

命ずるも之に従はざる者

第十六條 他人所有たにんしゆりやうの空屋あきや又は軒下のきもと。宅地構内たくちこうない等へ猥みだりに立入りたちいり寢臥ねふしとる者

第十七條 人家稠密たごこみれ場所ばしよに於て妄みだりくわ火技くわぎを玩もてあそぶ者

第十八條 消防ひげふに關係かへなくはりて車くるま。馬うまに乘りのり火事場ひじやうばに走せ入りいり或は消防ひげふの妨げさげととる者

第十九條 猥みだりに道路みちを掘りほ或は溝みぞを堰留せきどめ往來わうらいへ水みづを流なが去は道路みちを破壊はくわいとる者

第二十條 通行留の揭示ある道路橋梁を犯えて通行する者

第二十一條 偽造物を真止品と唱へ又は男女相撲。蛇遣。其他

醜體を見世物に出と者

第二十二條 川。堀。下水等へ土。芥。瓦。礫等を投棄て流通を

妨ぐる者

第二十三條 路上。河岸。其他私有地外へ自儘に家作或は床店。

菘簀張等を取建る者

第二十四條 他人に持場又は免許なき場所に魚籠を設くる者

第二十五條 毒樂并に激烈氣物を用ひ魚鳥を捕ふる者

第二十六條 他人の田水は勿論組合持の田水と斷りなく自恣に我が田に引入る者

第二十七條 若者と唱へ仲間を結び郷里に風俗と紊す者

第二十八條 猥に河川を堰留め或は水柵を設り水防に妨害となす者

なす者

第二十九條 堤を壊ち又は竊とるく他人の所有地を掘荒す者

第三十條 道敷内に菜蔬。豆類を植ゑ或は汚物を積み置

く者

第卅一條 水火災の節防禦を要する場合に於て出張官吏の

制止に應せず防禦の妨をかす者

第卅二條 婚姻・祝儀等の節事故に托し往來又は其家宅に

妨害をなす者

第卅三條 諸職人其他日雇稼の者等持場を定め或は仲間を

結び他人の稼を爲すに故障する者

第卅四條 神佛の祭事に托之人に妨害をかす者

第卅五條 往來にて死牛馬の皮を剥ぎ或は捨場お骨肉を埋めさる者

第卅六條 神佛開帳並に説教。法會等渾て人の群集する儀を届けなく施行する者

第卅七條 官林。官普請等。禁制の榜示を犯す者

第卅八條 芝居。寄席。其他展觀物興行場の木戸を無錢にて押入る者

第卅九條 免許なく御用と書え又は縣廳及び郡區役所等の

漂章しるおを記したる小旗はた。堤燈等と用ひ或は之を販賣はんばいする者

第四十條 他人の繫舟ゆかりふねを斷りかく漕出こまいたし又は繫つかぎたる舟。

筏いかだを戯あそに解とき放はなしたる者

第四十一條 飲用水路のみようじろぢに於て不潔物きたかきものを洗ひ又は塵芥ごみを投棄あけぞ

て或は水流みづなれを濁にごえ及び水路みづかじに樹蓋まきふた。吐口はき。伏樋等ふせひに障礙さまたけと

なす者

第四十二條 謂いをかく他人又は共同きょうどうの作業さぎを妨さまたげ或は故障さまたけ

する者

註違罪目

第四十三條 往依ついで或は人家接近にんかせつじんの場所ばしょに於て猥たせひりに焚火たきひす

る者

第四十四條 夜中無提燈ひかりにて諸車しよしゃを挽ひき或は乘馬まし又は無な

燈ひかり馬車ばしゃを以て通行つうこうする者

但警察官更制服けいさつ官せいじふくを着きて乘馬ま又は陸海軍りくかい軍の諸兵隊しよへいたい伍を

組み夜陰よる行進ぎんしんするは此限こゝは非あららず

第四十五條 斟酌しんさくなく車馬くるまを疾驅はやせまめて行人やうじんへ迷惑まごを掛か

くる者

第四十六條 馬車及び人力車。荷車等を往來に置き或は牛

馬と街衢ちまたに横たへ行人の妨げをあたふ者

第四十七條 汚穢物きんかきものを往來へ投棄なげそる者

第四十八條 婦人をんなにて謂れなく斷髮たんぱつする者

第四十九條 市中並に接近村落つづきむらの往來に於て便所にあらざる場所へ小便せうべん或は店先に於て往來に向々小兒に大小便をなさせむる者

第五十條 同斷下掃除おんなぎの者蓋ふたなき糞桶このけを以て搬運はんうんする者

第五十一條 往來筋にある危険きけん井溝ゐろ其他破壊こ壊を箇所このところに蓋ふた

又は防圍かこを爲さざる者

第五十二條 揭示場けいじやう並に制札せいさつ。道路標木だうじやうひょうぼく或は人家に番號名

札。看板等かんばんらうを戯れたはむに汚滅けがする者

第五十三條 人の自由を妨げ又は喧嘩けんか或は驚愕おどろすべしと爭論しやうろん

を爲せ出せる者

第五十四條 往來の常燈じやうとうを戯たはむに消滅しょうめつする者

第五十五條 鹿忽そこつに依り人に汚穢物及び石。礫。水。等を抛ち

澆ひせし者

第五十六條 田園種藝たはたつあつげの路ある場所と通行と又ハ牛馬を牽ひ

入る者

第五十七條 路上に於て牛馬の鼻綱はなづかを放ち或は牽方ひきつゝ繫方を忽やかせにする者

第五十八條 戯れに行人の裝飾及び其動止かりまりを嘲弄てうろうする者

第五十九條 誤あやまちて牛馬を放ち人家に入れ或は人を觸倒ふれたふさしむる者

第六十條 無鑑札おんぎやくうたひまひにて音曲。歌舞等おんぎやくうたひまひをあま人ハ門戸かどに立ち金錢を乞ふ者

第六十一條 通行繁あひき街路まちぢに於て巨大の紙鳶たこを颯あげ獨樂こま及び繩たひわを回し危き険けんハ遊戯あそびを爲なす往來を妨さぐる者

第六十二條 戯れに車馬往來の妨さ碍またげをあそぶ者

第六十三條 他人の獵場かりば及び物乾場ものほちば等に妨害さげをなす者

第六十四條 湯屋あふひばに於て浴場。二階等。往來より見透そみえの場所に簾まだれを垂れざる者

第六十五條 客待^{くるまひぎまち}車夫街路^{まぢの}の中央^{まりつど}に湊合^{あはれ}ひ通行^{とほり}の妨げをなす者

第六十六條 田養水^{やうせいの}其他水路^{その他}或は水車^{すゐぐるま}等に妨害^{さまたげ}をなす者

第六十七條 市中^{いちゆう}並に宿驛^{しゆくえき}其他往還^{わうくわん}筋村落^{ぢんらくらく}よて居宅^{いへの}前道路^{まへみち}に掃除^{さうじ}を怠^{おこた}り又は下水^{さうすい}と浚^{さら}はざる者

第六十八條 同斷^{どうだん}往來^{わうらい}並に店先^{みせさき}見透^{みとお}れ場所^{ばしよ}に於て袒^{たん}裸^{はだか}體^{たい}又は右^{みぎ}み類^{るい}する醜^{みにくいさま}休^{やすみ}をなす者

第六十九條 路傍^{みちばた}接近^{ちきん}れ肥溜^{こやしだめ}に防圍^{かこひ}と爲^なさざる者

第七十條 他人^{たにん}の植籬^{かきかき}牆垣^{へい}を損害^{そんざい}する者

第七十一條 渡船^{とせふね}にて不當^{ふたう}に質錢^{ちん}を取り或は慢^{わたり}に行人^{ぎんじん}を待まめ用便^{ようべん}を妨^{さまた}ぐる者

第七十二條 男^{おとこ}にして女粧^{おんなぢり}し女^{おんな}にして男粧^{おとこぢり}或は奇怪^{あやふし}粉飾^{こなざり}を爲^なまて醜體^{みにくいさま}を露^{あら}はす者

但^は俳優^{はいゆう}・歌舞妓^{かぶき}等の勿論^{もちろん}女^{おんな}の着袴^{ちやくこ}する類^{るい}は此限^{このかぎ}に非^{あら}ず

第七十三條 渡舟^{わたふね}・橋梁^{はしりょう}の質錢^{ちん}を拂^{はら}はずまて去^いる者

第七十四條 種痘規則に背き種痘をあるを或は無稽の浮

説を唱へ種痘を妨ぐる者

第七十五條 猥りに他人の争論に荷擔し或は煽動する者

第七十六條 行人に合力等を申し掛る者

第七十七條 牧場外にて猥りに牛馬を放ち飼する者

第七十八條 他人に家畜類等に犬を賦せ掛々或は禽獸を闘

はまじる者

第七十九條 他人の墳墓等へ供たる物品類を猥りに取散え

或は同所へ汚穢物を捨る者

第八十條 路上其外に於て賭博に紛はまら所業をなま又と

射的其他吹矢等を以て飲食物を賭け賣りする者

第八十一條 行人に強て車馬。駕籠等を勸め過言を申し掛

け或は不當に賃金を貪る者

第八十二條 無根の浮説又は妄説を唱へ人心を惑はる者

第八十三條 市街又は湯屋にて入浴中無故大聲を發し或は

放歌する者

第八十四條 山林。原野にて徒らに火を焚く者

第八十五條 標柱。手摺。及び路傍の樹木に牛馬を繋ぎ或は

橋杭等に舟。筏を繋ぐ者

第八十六條 怪談。淫説其他風俗を亂し昔話等を興行する

者

第八十七條 神祠。佛堂又は他人の垣壁等お樂書をなす者

第八十八條 田畑中に瓦。礫。竹。木等を投入する者

第八十九條 遊園及び路傍の花木を折り或は植物を害する

者

第九十條 往來並木の枝と折り又は古草鞋等と投掛け妨害
をなす者

明治十一年十二月三日御届

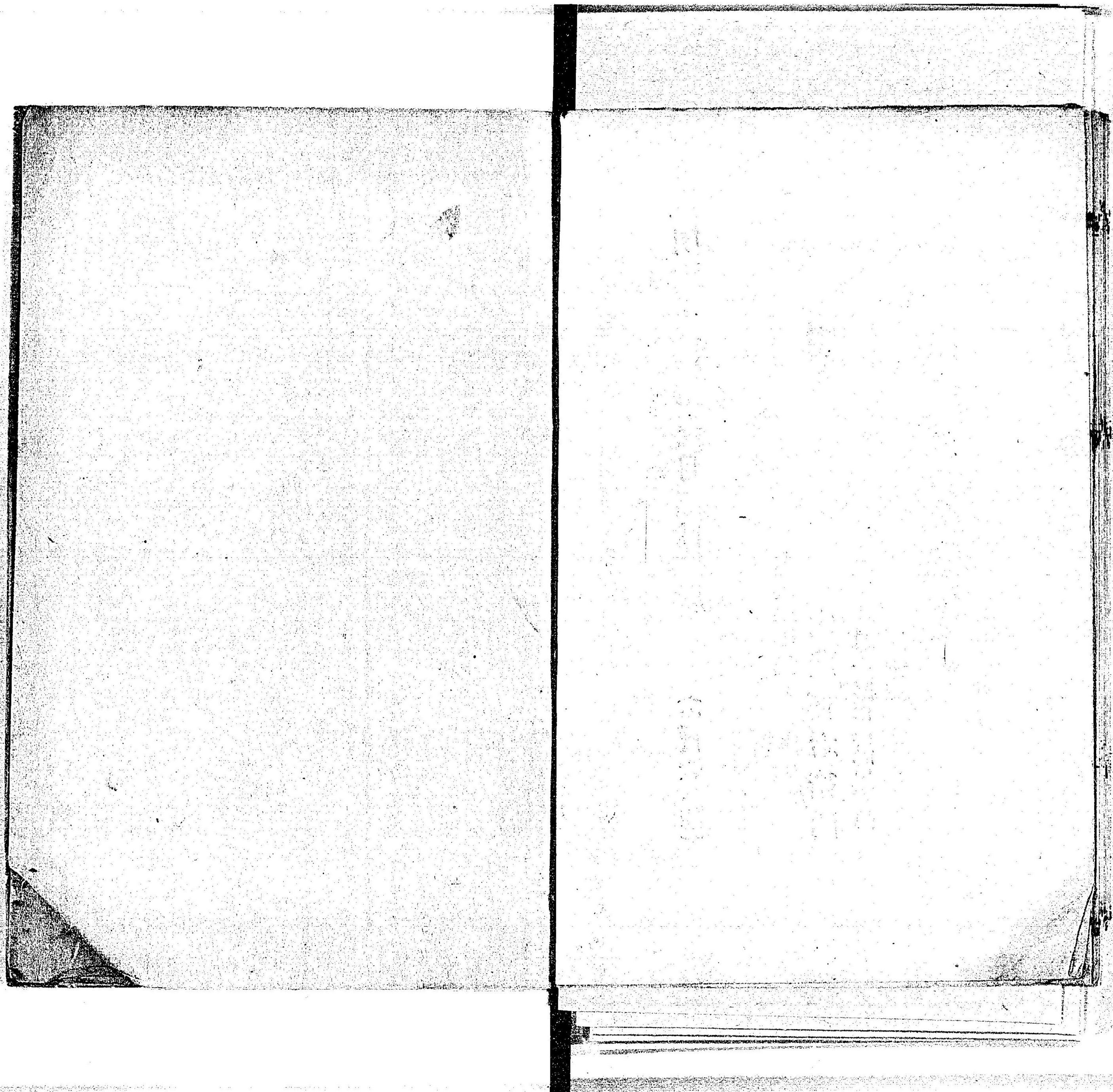
〔定價金貳錢〕

傍訓並出版人

山梨縣平民

内藤傳右衛門

第一區甲府常盤町
四番地



館書圖京東

函 〇二

門 新

架 三

部 〇一

號 七三四七

類 乙

改定
違式註違條例
山梨縣

CZ
1738
53-01



036222-000-6

CZ-1738-53-01

違式註違條例 (改定)

内藤 伝右衛門 / 訓

M11

BBP-0915

